

寒河江市公共事業整備優先順位審査会の設置に関する要綱

(設置)

第1条 寒河江市が施行する公共事業における整備優先順位を審査するため、寒河江市公共事業整備優先順位審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審査会は、次の各号に掲げる事項を審査する。

(1) 建設管理課において作成した公共工事整備評価表(以下「評価表」という。)

の審査

(2) その他市長から審査を命じられた事項

(組織)

第3条 審査会は、委員長及び委員で組織する。

2 委員長は、副市長をもってこれに充て、会務を総理し、審査会を代表する。

3 審査会の委員は、総務課長、政策推進課長、財政課長、下水道課長、農林課長、水道事業所長、学校教育課長、建設管理課長及び建設管理課都市整備室長の職務にある者とする。

4 委員長に事故あるとき又は欠けたときは、建設管理課長の職務にある者が代理する。

5 委員が欠けたときは、当該委員を補佐する者が代理するものとする。

(会議)

第4条 審査会は、次の各号に掲げる審査会とし、委員長がこれを招集する。

(1) 審査会 毎年10月に招集するものとする。

(2) 臨時審査会 緊急に審査すべき事案があると委員長が認めるとき、招集できるものとする。

2 審査会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

(審査対象公共工事)

第5条 審査会の審査の対象となる公共工事は、寒河江市公共事業整備優先順位基準で分類された次の各号に掲げる事業とする。

- (1) 道路整備事業
- (2) 道路維持事業
- (3) 河川整備事業

(審査内容)

第6条 審査会は、次の各号に掲げる事項を考慮のうえ、公共事業の整備優先順位について審査しなければならない。

- (1) 評価表の評点数
- (2) 整備優先順位
- (3) その他必要な事項

(意見の聴取)

第7条 審査会は、必要があると認めるときは、関係職員の出席を求め、説明若しくは意見を述べさせ、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 審査会に関する庶務は、建設管理課で行う。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。